

## 履歴事項全部証明書

新潟県新潟市中央区上所上二丁目12番2号  
一般社団法人適正安全輸送協会

会社法人等番号	1100-05-015845
名称	一般社団法人適正安全輸送協会
主たる事務所	新潟県新潟市中央区上所上二丁目12番2号
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。
法人成立の年月日	平成27年12月10日
目的等	<p>目的</p> <p>当法人は、荷主その他と協力の上安全な輸送を目指し、建設業、基礎工事業、運輸業、建設機械のリース業、旅客自動車運送事業等に係る輸送システムの健全な発達と国民のための安全安心な輸送環境の実現を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 適正で安全な輸送システム及び環境の実現のために必要な情報の収集分析</li> <li>2. 適正で安全な輸送システム及び環境の実現のためのセミナーの開催</li> <li>3. 適正で安全な輸送システム及び環境の実現のための情報発信</li> <li>4. 運行管理者のための基礎講習、一般講習、特別講習の開催</li> <li>5. 旅客自動車運転手のための講習</li> <li>6. 災害時における物資の緊急輸送の協力活動</li> <li>7. 前各号に付帯する一切の業務</li> </ol>
役員に関する事項	新潟県上越市春日山町二丁目1番41号 代表理事 仙名 栄
	理事 仙名 栄
	理事 吉原 博
	理事 難波 和則
	理事 小林 弘
	理事 風間 等
	理事 岡田 豪人

	理事 今田早百合
	理事 丹野豊子
	監事 和田春重
	監事 大野恵
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
従たる事務所	1 山形県山形市七日町一丁目4番10号
	2 福島県福島市吉倉字吉田50番2号
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 平成27年12月10日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成27年12月15日  
 新潟地方法務局  
 登記官

高林正浩

